

報道関係者 各位

令和2年1月24日
【照会先】
年金局年金課
課長 補佐 楊井 千晶
主 査 本山 修平
(代表電話) 03(5253)1111
(内 線) 3336, 3337

令和2年度の年金額改定についてお知らせします ～年金額は昨年度から0.2%のプラス改定です～

総務省から、本日（1月24日）、「2019年平均の全国消費者物価指数」（生鮮食品を含む総合指数）が公表されました。

これを踏まえ、令和2年度の年金額は、法律の規定により、令和元年度から0.2%プラスで改定されます。

○ 令和2年度の新規裁定者（67歳以下の方）の年金額の例

| | 令和元年度 (月額) | 令和2年度 (月額) |
|---|---------------|-----------------------|
| 国民年金 (老齢基礎年金(満額): 1人分) | 65,008 円 | 65,141 円 (+133 円) |
| 厚生年金 [※] (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額) | 220,266 円 | 220,724 円 (+458 円) |

※ 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9万円）で40年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と2人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合には、年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）、受給中の年金額（既裁定年金）ともに名目手取り賃金変動率を用いることが法律により定められています。

令和2年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる物価変動率（0.5%）が名目手取り賃金変動率（0.3%）よりも高いため、新規裁定年金・既裁定年金ともに名目手取り賃金変動率（0.3%）を用います。

さらに令和2年度は、名目手取り賃金変動率（0.3%）にマクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率（▲0.1%）が乗じられることになり、改定率は0.2%となります。

■ 参考：令和2年度の参考指標

- ・ 物価変動率 . . . 0.5%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ※¹ . . . 0.3%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※² . . . ▲0.1%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2年度前から4年度前までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と可処分所得割合変化率（▲0.1%）を乗じたものです。

◆名目手取り賃金変動率（0.3%）

$$= \text{実質賃金変動率}(\blacktriangle 0.1\%) \times \text{物価変動率}(0.5\%) \times \text{可処分所得割合変化率}(\blacktriangle 0.1\%)$$

(2016～2018年度の平均) (2019年の値) (2017年度の値)

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の減少と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するものです。この仕組みは、平成16年の年金制度改正において導入されたもので、マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.1%）

$$= \text{公的年金被保険者数の変動率}(0.2\%) \times \text{平均余命の伸び率}(\blacktriangle 0.3\%)$$

(2016～2018年度の平均) (定率)

【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、平成 16 年の制度改正により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成 29 年度に上限（平成 16 年度価格水準で 16,900 円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成 31 年 4 月から、次世代育成支援のため、国民年金第 1 号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、令和元年度分より、平成 16 年度価格水準で、保険料が月額 100 円引き上がり 17,000 円となりました。

実際の保険料額は、平成 16 年度価格水準を維持するため、国民年金法第 87 条第 3 項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下のとおりとなります。

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|--------------------------------|---|---------------------|
| 法律に規定された保険料額 (平成 16 年度価格水準) | 17,000 円 | 17,000 円 |
| 実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較) | 16,540 円 (+130 円) <small>※令和元年度は 16,410 円</small> | 16,610 円 (+70 円) |

【在職老齢年金について】

令和 2 年度の在職老齢年金の支給停止調整変更額などについては、令和元年度から変更ありません。

| | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
|--|-------|---------|
| 60 歳前半 (60 歳～64 歳) の 支給停止調整開始額 | 28 万円 | 28 万円 |
| 60 歳前半 (60 歳～64 歳) の 支給停止調整変更額 | 47 万円 | 47 万円 |
| 60 歳後半 (65 歳～69 歳) と 70 歳以降の支給停止調整額 | 47 万円 | 47 万円 |

■参考：現行の仕組み

60 歳前半の在職老齢年金は、厚生年金保険法附則第 11 条に規定されており、令和 2 年度の場合でいうと、賃金（賞与込み月収。以下同じ）と年金の合計額が、支給停止調整開始額（28 万円）を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止し、賃金が支給停止調整変更額（47 万円）を上回る場合には、増加した分だけ年金を支給停止します。

60 歳後半と 70 歳以降の在職老齢年金については、厚生年金保険法第 46 条に規定されており、賃金と年金の合計額が、支給停止調整額（47 万円）を上回る場合には、賃金の増加 2 に対し年金額を 1 支給停止します。

支給停止調整開始額（28 万円）は新規裁定者の年金額の改定に応じて、支給停止調整（変更）額（47 万円）については名目賃金の変動に応じて、それぞれ改定することが法律に規定されています。

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などについては、2019年の物価変動率（+0.5%）に基づき、0.5%の引き上げとなります。

| | | | 令和元年度 (月額) | 令和2年度 (月額) |
|---|---------------------------------|-------------------------|---|--|
| ① | 母子家庭・父子家庭 などに対する給付 | 児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合) | (第1子) 42,910円 (第2子) 10,140円 (第3子以降) 6,080円 | (第1子) 43,160円 (+250円) (第2子) 10,190円 (+50円) (第3子以降) 6,110円 (+30円) |
| ② | 障害者などに 対する給付 ^{※1} | 特別障害給付金 | (1級) 52,150円 (2級) 41,720円 | (1級) 52,450円 (+300円) (2級) 41,960円 (+240円) |
| | | 特別児童扶養手当 | (1級) 52,200円 (2級) 34,770円 | (1級) 52,500円 (+300円) (2級) 34,970円 (+200円) |
| | | 特別障害者手当 | 27,200円 | 27,350円 (+150円) |
| | | 障害児福祉手当 | 14,790円 | 14,880円 (+90円) |
| ③ | 原子爆弾被爆者に 対する給付 ^{※2} | 健康管理手当 | 34,770円 | 34,970円 (+200円) |
| ④ | 年金生活者支援給付 金法に基づく給付 | 高齢年金生活者 支援給付金 | 5,000円 ^{※3} | 5,030円 ^{※3} (+30円) |
| | | 障害年金生活者 支援給付金 | (1級) 6,250円 (2級) 5,000円 | (1級) 6,288円 (+38円) (2級) 5,030円 (+30円) |
| | | 遺族年金生活者 支援給付金 | 5,000円 | 5,030円 (+30円) |

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間等に応じて算出される。

【照会先】

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

- ① 母子家庭・父子家庭などに対する給付
子ども家庭局 家庭福祉課
担当(内線) 笹田 (4883) 樋口(4889)
(直通電話) 03(3595)3112
- ② 障害者などに対する給付 (特別障害給付金)
年金局 年金課
担当(内線) 土井、清家 (3337)
(直通電話) 03(3595)2864
- ② 障害者などに対する給付 (特別障害給付金を除く)
社会・援護局 障害保健福祉部企画課
担当(内線) 渥美 (3025) 多鹿 (3020)
(直通電話) 03(3595)2389
- ③ 原子爆弾被爆者に対する給付
健康局 総務課原子爆弾被爆者援護対策室
担当(内線) 田中 (2315) 磯 (2955)
(直通電話) 03(3595)2207
- ④ 年金生活者支援給付金法に基づく給付
年金局 年金課
担当(内線) 土井、清家 (3337)
(直通電話) 03(3595)2864

年金額の改定(スライド)のルール(令和2年度まで適用)

